輸出環境整備推進事業のうち
輸出先国規制対応支援事業

【令和７年度予算概算決定額　225（260）百万円】

＜対策のポイント＞
輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている**施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応、輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための研修の開催等**に係る事業者の取組を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事 業 の 内 容＞

1．国際的に通用する認証等の新規取得の支援
輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援します。

2．輸出先国の要件に適合する施設の認定支援
輸出先国からの施設認定の取得等について支援します。また、認定のための審査や現地確認等を実施する取組を支援します。

3．輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援
事業者に対する輸出先国が求めるHACCP導入等に必要な一般衛生管理や輸出先国の規制への対応に係る研修の開催、技術的指導等の取組を支援します。

4．査察や合同輸出検査等に係る輸出先国検査官の招へい
輸出先国の検査官を招へいして行う査察、合同輸出検査等について支援します。

5．輸出先国が求める条件に応じた検査等の支援
輸出先国の法令等に基づき求められている輸出前検査や適合宣言書作成、新たに求められる規制への対応等について支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（1/2以内、定額(３，４の一部)）→ 食品事業者等

＜事 業 イ メ ー ジ＞

国際的認証等の新規取得

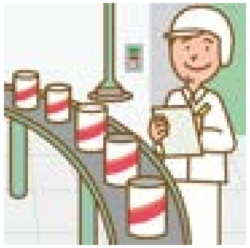
施設認定等の取得や審査・現地確認

研修等による輸出先国の規制等の理解向上

輸出先国検査官の招へい

輸出先国の求める条件に応じた検査や適合宣言書の作成

［お問い合わせ先］
1,4,5の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）
2,3の事業：輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

輸出環境整備推進事業のうち

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業 【令和7年度予算概算決定額 54（38）百万円】

＜対策のポイント＞

食品安全等に関する輸出先国の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関しては、細菌を対象にした既存のリスク管理に加え、今後ウイルスも対象にしたリスク管理が国際社会のスタンダードになる可能性を踏まえて、**我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施**するとともに、**我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての養殖海域/加工場における衛生管理）を検証・普及**します。

＜事業目標＞

国産二枚貝の安全性を向上させるため、**国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及**

＜事業の内容＞

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

養殖カキ中のNoVについて実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に供給していきます。

Ⅰ 国内のカキ生産地と連携し、養殖海域/加工場における**国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）の調査**を行い、主要な生産地における実態を把握します（R7～8年度）。

Ⅱ 過去の調査事業で得られた現状の衛生管理の情報及び[Ⅰ]の調査で得られた情報をもとに、国際的な動向を踏まえNoVリスクの低減に効果的な**衛生管理方策を重点的に検証・普及**します（R7～8年度）。

（※ 欧州13ヵ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[Ⅰ]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

調査委員会（関係者） → **平常時の水準調査の計画を検討**
- ・カキ採取海域の選定、採取方法・スケジュール等の検討
- ・関係団体、生産者等との調整
- ・調査結果の解析

↓

Ⅰ **計画に基づく平常時の水準調査の実施**

↓

Ⅱ **より適切な衛生管理方策の検証及び普及**

↓

国際的な衛生管理に整合するNoV対策の推進
国内外の消費者の健康への悪影響を未然に防止
国内外の消費者からの信頼の向上・国産カキの輸出に貢献

二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

［お問い合わせ先］消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

輸出環境整備推進事業のうち

ＨＡＣＣＰ認定施設の認定・監視事業

【令和７年度予算概算決定額 70（52）百万円】

＜対策のポイント＞
農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、農林水産省が行う輸出施設の**認定審査**及び**定期監視**、**輸出の際の荷口確認**等を実施します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

１．EU向け認定施設への定期監視等
① 輸出拡大に伴い増加する認定施設の定期監視、荷口確認、サンプリングを実施
② 定期監視員、荷口検査員養成講習会の実施

２．都道府県職員に対する監視指導等の実施
冷凍船認定にかかる現地指導、都道府県職員向け講習会等の実施

３．EU向け施設認定に係るガイドライン等の作成
加工施設、保管倉庫、市場、養殖場、生産漁船、冷凍船認定にかかるガイドライン等の作成

４．EU向け施設認定に係るスクリーニングの実施
新規申請施設に対して認定にかかるスクリーニングを実施

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

定期監視、荷口確認等の実施

冷凍船認定の現地指導、都道府県向け講習会等の実施

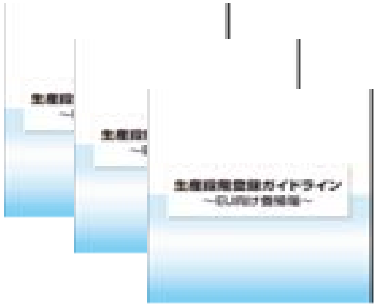
加工施設、冷凍船等認定にかかるガイドライン等の作成

施設認定にかかるスクリーニングの実施

［お問い合わせ先］輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

輸出環境整備推進事業のうち

生産海域の指定等に向けた基礎データの収集事業

【令和7年度予算概算決定額　20（18）百万円】

＜対策のポイント＞

輸出先国から求められている**二枚貝の生産海域の指定に必要な基礎データ（化学物質や微生物の分析等）を収集**し、行政機関や関係事業者と**当該海域の管理方法を検討**します。また、**EUから求められている二枚貝の定期的なモニタリングを実施**します。
輸出国側の規制に対応するため**二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データを収集**します。

＜事業目標＞

○　米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円［2025年まで］）
○　農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

1．生産海域の指定に必要な基礎データの収集

（1）海域指定に必要なデータの収集

米国及びEU向けの活二枚貝輸出について、生産海域の指定に必要な基礎データ（二枚貝に含まれる化学物質、重金属、貝毒や貝毒産生プランクトン等）を収集します。

（2）有識者による検討会の開催

活二枚貝等の輸出に関する検討会を開催し、米国及びEUの規制に適合する海域管理方法のモデルについて取りまとめを行います。

2．定期的な海域モニタリングの実施

EU向け二枚貝の輸出において、生産海域の指定の維持に必要な化学物質や微生物等の定期的なモニタリングを実施します。

3．輸出先国の規制に対応するための基礎データの収集

輸出先国の規制に対応するため二枚貝等の生産、流通、加工における基礎データ（ホタテの中腸腺除去による貝毒低減効果、非加熱二枚貝について米国から要求されるデータ等）を収集します。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

二枚貝に含まれる
化学物質等のデータ収集
二枚貝等の生産、流通、加工
における基礎データ収集

輸出先国の規制に適合する
海域管理方法について検討会の開催

生産海域における
定期的なモニタリング

［お問い合わせ先］輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

輸出環境整備推進事業のうち

輸出事業者登録推進事業

【令和7年度予算概算決定額　40（50）百万円】

<対策のポイント>

　中国等の輸出先当局による農林水産物・食品の製造等を行う国内事業者への登録規制等に対して、施設登録時の書類確認、適合性の現地調査、規制内容の周知、相談対応等を実施する。

<事業目標>

○　農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

- 国内事業者が行う輸出先当局に対する施設登録について、施設や衛生管理が輸出先国の要件に適合しているかの書類確認や登録申請などの手続きを、日本の管轄当局が行うよう輸出先当局から求められるケースが増えている。

- これらの輸出先当局からの要求に対応し、我が国事業者の輸出の維持・拡大をするために必要な取組を実施する。

（施設登録に関して日本の管轄当局の管理が求められている例）

○ 中国向け食品の企業登録

　2022年1月以降、特定の品目については、製造・保管等を行った企業を輸出国の管轄当局が中国当局に登録することが求められている。

○ 台湾向け水産食品の製造等施設登録

　台湾向け水産食品について、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、台湾政府の承認を受けることが求められている。

○ インドネシア向け乳製品等の製造施設登録

　インドネシア向け乳製品については、輸出国の管轄当局を通じて施設登録の申請を行い、インドネシア政府の承認を受けることが求められている。

<事業の流れ>

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

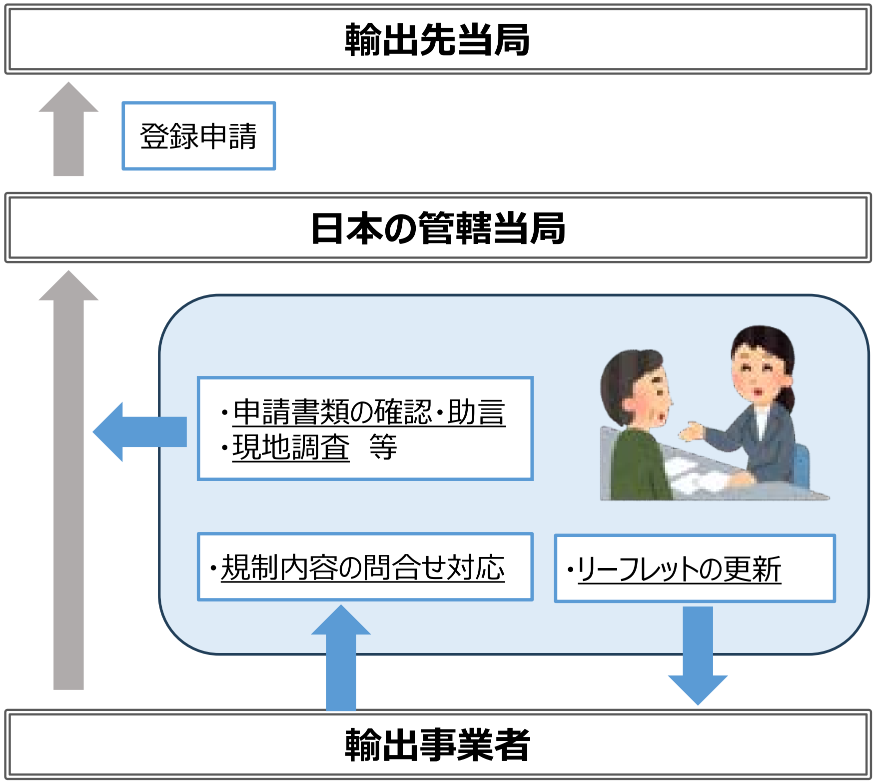

［お問い合わせ先］輸出・国際局規制対策グループ（03-3501-4079）

植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和７年度予算概算決定額　152（157）百万円】
（令和６年度補正予算額　321百万円）

＜対策のポイント＞
　我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、**品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策に係る経費を支援**するとともに、在来種等の保存、**品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等を支援**します。

＜事業目標＞
　輸出重点品目の海外での１品種あたりの平均品種登録国数（２か国［令和９年度まで］）

＜事業の内容＞

1．海外における育成者権の取得支援等　　97（120）百万円
　育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。
① **海外出願**
② **育成者権侵害対策**
　国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。
③ **種苗資源の保護**
　種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
④ **品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化**
　品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
⑤ **流通品種データベースの運用**
　登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2．育成者権保護のための環境整備　　55（37）百万円
　海外における品種保護に必要となる技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額、2/3以内、1/2以内）→ 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（１⑤の事業）
植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム →（定額、2/3以内、1/2以内）→ 育成者権者（１①②の事業）
植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム →（定額、1/2以内）→ 民間団体等（１③④の事業）
国 →（委託）→ 民間団体等（２の事業）

＜事業イメージ＞

植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム（事業実施主体）

1.①
海外出願支援申請
出願経費支援（定額、1/2）

1.②
国内外で権利侵害発生
侵害対応経費支援（2/3）

育成者権者

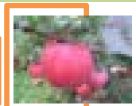

我が国の優良品種の海外への流出・無断増殖を防止することにより、海外市場で海外産と競合しない環境を確保して、輸出促進に貢献

1.③

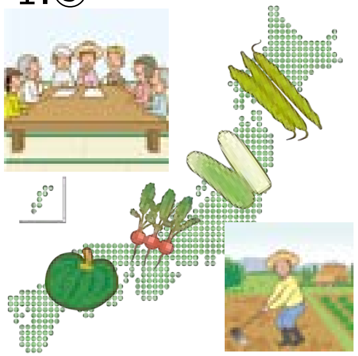

・伝統野菜等の種苗資源の保存
・遺伝資源保存活動

1.②
育成者権侵害対策
育成者権者が行う以下の取組を支援
- **オンライン取引の巡回・監視**
  ・いちご、ぶどう、さつまいも等の侵害品が多い品目を中心に行う巡回・監視
- **侵害疑義品への対応**
  ・出品取下げ要請、出品者への警告、訴訟等への対応

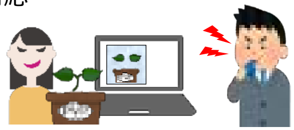

1.④
●国内外での監視・差止
●裁判における真正性立証
●税関による差止措置

DNA品種識別技術の開発・高度化
・品種開発に伴う判別品種の拡大
・DNA抽出可能部位の拡大
・識別可能品目の拡大

［お問い合わせ先］輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

育成者権管理機関支援事業

【令和７年度予算概算決定額　197（197）百万円】

<対策のポイント>

植物新品種の保護･管理を徹底するとともに、**海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進**するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

<事業目標>

輸出重点品目の海外での１品種あたりの平均品種登録国数（２か国［令和９年度まで］）

＜事業の内容＞

1．海外ライセンス交渉加速化

海外ライセンス指針に則した**ライセンス契約の実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化の取組等**を支援します。

2．海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形での活用に向けた**海外品種登録出願**を支援します。

3．国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4．国内育成者権管理事業

ライセンス契約の中心となる果樹苗木の管理を徹底するため、**苗木の個体管理システムの導入実証**や、**厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等**を支援します。

<事業の流れ>

国 →（定額）→ 育成者権管理機関支援事業実施協議会

＜事業イメージ＞

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】

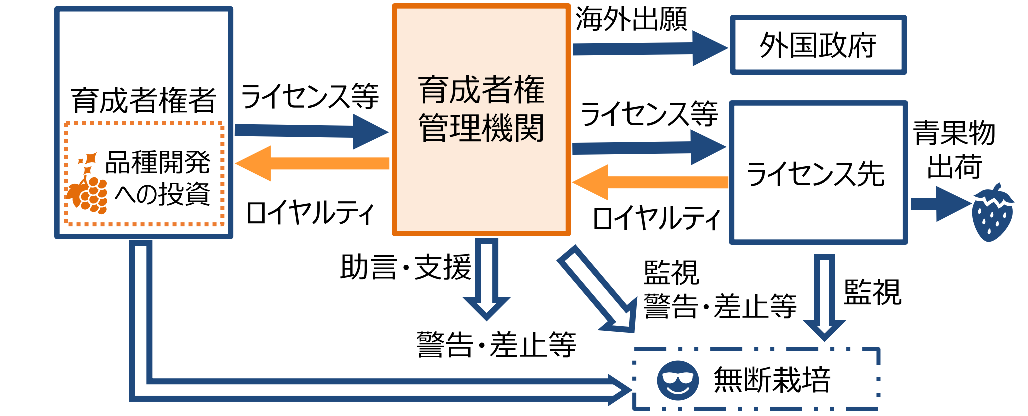

【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

ライセンス契約のニーズが見込まれる一方、海外流出リスクの高い果樹の苗木について、個体管理モデルの導入を実証

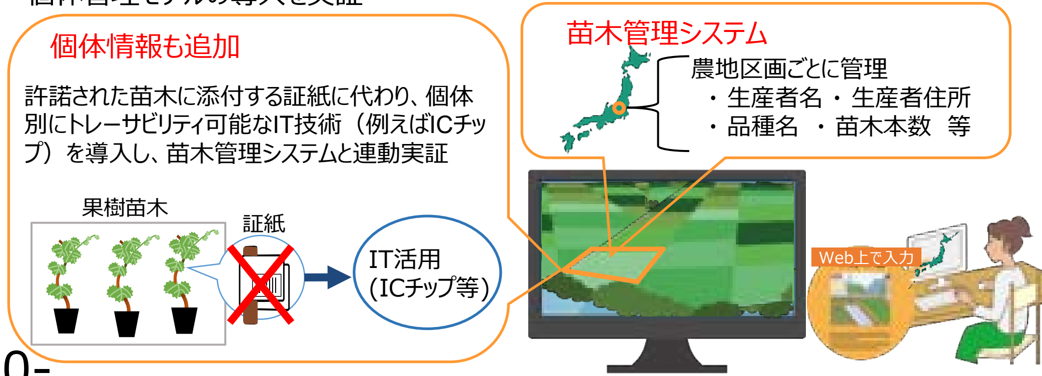

［お問い合わせ先］輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

農業知的財産保護･活用総合支援事業

【令和７年度予算概算決定額　116（107）百万円】

＜対策のポイント＞
　農業現場における戦略的な知財の保護･活用を進めるため、**農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進**します。また、**農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けた支援**を行います。

＜事業目標＞
○　輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護･活用の実施率80%　［令和11年度まで］
○　相談対応件数1,000件［令和11年度まで］

＜事業の内容＞

1．農業知的財産保護･活用等支援事業　　88（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備
　農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護･活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成･確保
　現場での農業知財の保護･活用が進むよう、
ア　農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成･確保
イ　農業･食品産業関係者全体の意識向上
を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

③ 品種流出等の情報収集、侵害対策･発信
　品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

2．地理的表示模倣品等対策委託事業　　28（36）百万円
　国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム　（１の事業）
国 →（委託）→ 民間団体等　（２の事業）

＜事業イメージ＞

農業知財総合支援窓口［1.①］

（登録）農業知財専門相談員
（弁護士、弁理士等）

相談員とマッチング

相談者

・相談対応
企画、生産、販売、輸出等各事業のフェーズごとの知財に関する個別の相談対応
・伴走支援
プロジェクト単位でコンサルティング

農業知財専門人材を相談員として登録

農業知財専門人材の育成［1.②］

現場の知財意識･能力の向上［ 1.②］
・種苗業者向け種苗管理プログラム
・農業･食品産業関係者全体の教育

調査結果利用

品種流出等の情報収集［1.③、2］
・海外知財制度調査
・国内外品種等侵害状況把握
・国内外のGI名称等不適正使用、模倣品の監視　等

［お問い合わせ先］輸出･国際局知的財産課（03-6738-6442）

地理的表示活用推進支援事業

【令和７年度予算概算決定額　62（64）百万円】

<対策のポイント>

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、**GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な産品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援**します。

<事業目標>

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品［令和11年度まで］）

＜事業の内容＞

１．GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

２．GI登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。

また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

３．海外でのGI等申請・侵害対策支援

海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

<事業の流れ>

国 →（定額）→ 日本地理的表示協議会　（１、２の事業）

国 →（定額、1/2）→ 日本地理的表示協議会 →（定額、1/2）→ GI生産者団体等　（３の事業）

＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（１）

GIサポートデスクの設置

説明会
アドバイス

→ GI登録 →

生産者団体への一体的支援（２）

GI登録生産者団体支援

・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
・ECサイトを活用したGI産品販売支援
・商工・地銀、弁護士等と連携したブランディングセミナー　等

効果的なプロモーション実施の支援

・GI産品の特色を踏まえた市場や顧客ニーズ調査　等

海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援

海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録支援（３）

・国内で登録されたGI産品の保護を推進するため、GI登録生産者団体等が行う海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援

海外での侵害対策支援（３）

・GI登録生産者団体等が行う侵害実態調査、差止請求等の対抗措置、模倣品排除のための取組を支援

［お問い合わせ先］　輸出・国際局知的財産課（03-6744-2062）

植物新品種のグローバルな保護・活用の環境整備支援事業

【令和７年度予算概算決定額　80（33）百万円】

〈対策のポイント〉
我が国の輸出・知財戦略上重要な国において、国際的に調和した植物品種保護制度の整備支援や植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析を行うことにより、植物新品種保護国際同盟（UPOV）への加盟促進や品種保護制度の強化に向けた取組を行います。

〈事業目標〉
○今後、５か国以上がUPOVに加盟[令和10年度まで]
○保護品種のライセンス生産により、生産者の経営安定・収益向上に効果がある事例分析を３件以上実施[令和10年度まで]

＜事業の内容＞

1　国際調和した植物品種保護制度の整備支援
UPOV事務局によるアジア諸国等のUPOV加盟促進と品種保護制度の充実に向けた取組を支援します。
①新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
②UPOV条約に則した法整備支援
③UPOV e-PVPのデジタルツール活用や審査協力に向けた取組を推進

2　植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集・分析等
UPOV事務局による海外ライセンスの成功事例などの調査や各国の品種保護制度の強化に向けた取組を支援します。
①植物新品種と育成者権を活用した優良事例の収集と分析
②持続可能な農業に資する新品種の導入等に向けた制度整備支援

＜事業の流れ＞

国 →（拠出金 100%）→ 植物新品種保護国際同盟（UPOV）

＜事業イメージ＞

国際的な品種保護の課題
- アジア諸国をはじめ、途上国では、国際水準の品種保護制度が整備されていない国が多く、我が国の優良品種の無断栽培を防止できない。
- 海外ライセンス生産等、品種の保護・活用をグローバルに進めていく必要。

事業内容

１．国際調和した植物品種保護制度の整備支援
アジア諸国等のUPOV加盟に向けた取組を促進
・UPOV制度の役割・便益の周知啓発
・法制度や審査実施体制の整備
・UPOV e-PVP活用や審査協力の取組推進

２．①植物新品種と育成者権者を活用した優良事例の収集と分析
優良品種のライセンス生産による農家の所得向上等の事例の調査・分析・横展開

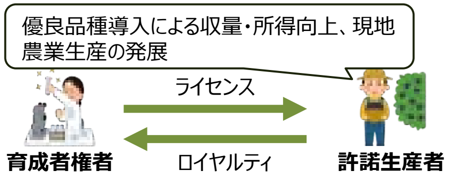

２．②持続可能な農業に資する新品種の導入に向けた制度整備支援
気候変動への耐性や環境負荷の低減といった特性を持つ、食料安全保障、持続可能な農業に資する品種の導入等に必要となる、品種保護制度の整備や審査協力に向けた取組を支援

海外ライセンス生産に必要な国際水準の品種保護環境をグローバルに整備

[お問い合わせ先]　輸出・国際局新興地域グループ　（03-3502-5913）
輸出・国際局知的財産課　（03-6738-6444）

アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和7年度予算概算決定額　48（78）百万円】

＜対策のポイント＞

　我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、**農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成**と**日本発の食品規格の国際化を促進**するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

＜事業目標＞

○　３か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を年間150人以上養成［令和8年度まで］

○　３か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化［令和8年度まで］

＜事業の内容＞

アセアン諸国の連携大学等での専門講座等の実施

① アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、持続可能な農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、知的財産権、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大やみどりの食料システム戦略推進に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習等を支援します。

② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインでつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。

＜事業の流れ＞

＜事業イメージ＞

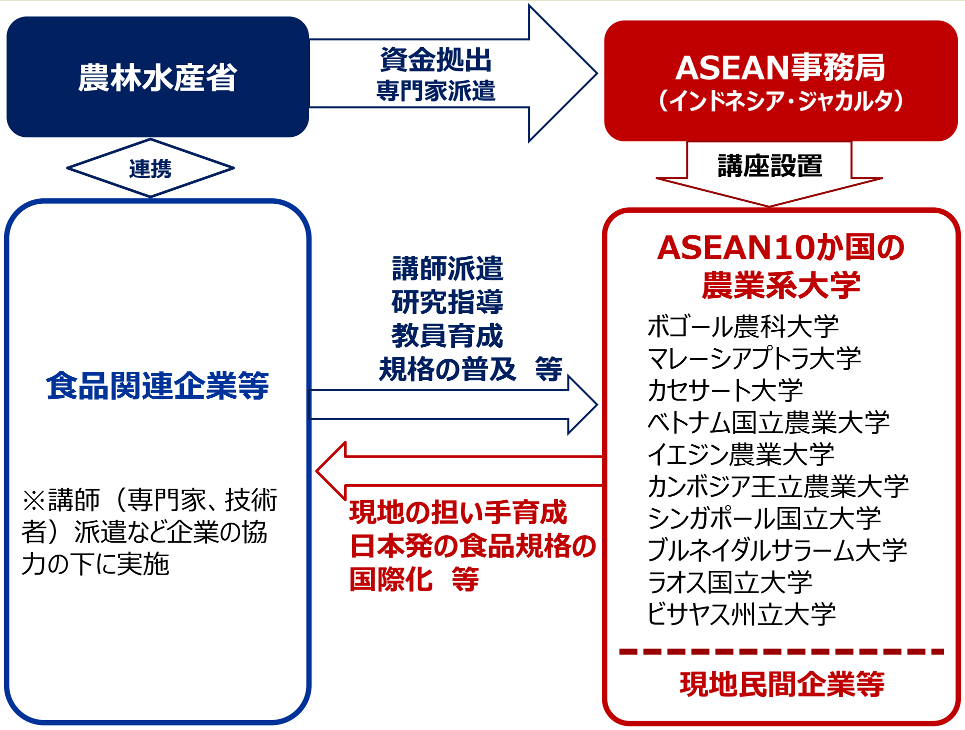

［お問い合わせ先］輸出・国際局新興地域グループ　（03-3502-5913）
輸出・国際局知的財産課　（03-6738-6444）
大臣官房新事業・食品産業部食品製造課　（03-6744-2096）

中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業

【令和７年度予算概算決定額　７４（７４）百万円】

＜対策のポイント＞

○　政府間協定により農業者の移住事業が締結された中南米地域には現在約310万人の日系人が居住しており、中南米地域の日系社会支援を積極的に実施するため、外務省内に「中南米日系社会連携推進室」が設立されるなど、政府全体で中南米地域の日系人社会との様々な交流事業が行われています。

○　中南米地域はブラジルをはじめ穀物等の世界の食料供給基地であり、また、日本食への関心が高いため、我が国の食料安全保障の確保及び農林水産物・食品の輸出促進の観点から、引き続き良好な関係を維持・強化するべく、日系農業者・団体等を対象に、連携強化会議、日系企業とのビジネスマッチング、日本における農業技術研修、官民合同会議等を行います。

＜事業目標＞

○　我が国の食料安全保障、農林水産物・食品の輸出拡大に資するため、本事業に参加した日本企業等の中から各年度５年以内に日系農業者・農業団体等とのビジネスが成立。

＜事業の内容＞

1．中南米日系農業者や農業団体等との連携強化

・日本と中南米日系農業者間や中南米日系農業者同士の交流・連携強化を図るため、　現地において連携強化会議等の取組を実施します。

・現地の日系農業者団体や物流関係者と、日本の輸入商社や食産業関係者の間の協力を通じた我が国への食料の安定供給や現地ビジネスでの連携強化を図るべく、日本及び現地で交流の機会を設けビジネスマッチング等を実施します。

2．現地の若手リーダー育成や先端技術による生産性向上の支援

・中南米の日系農業者を日本に招へいし、生産性向上等に係る技術研修や日本企業関係者との農産物貿易等に係る意見交換、セミナー等を実施します。

・中南米各国に土壌改良、ICT農業など生産性向上に資する専門家を派遣します。

3．中南米への戦略的ビジネス環境整備

・中南米における農林水産業・食産業分野での戦略的ビジネス環境を整備し、日本の食品輸出促進や農林水産業・食産業の事業展開を推進するため、必要となる調査や官民合同会議等の取組を行います。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事業イメージ＞

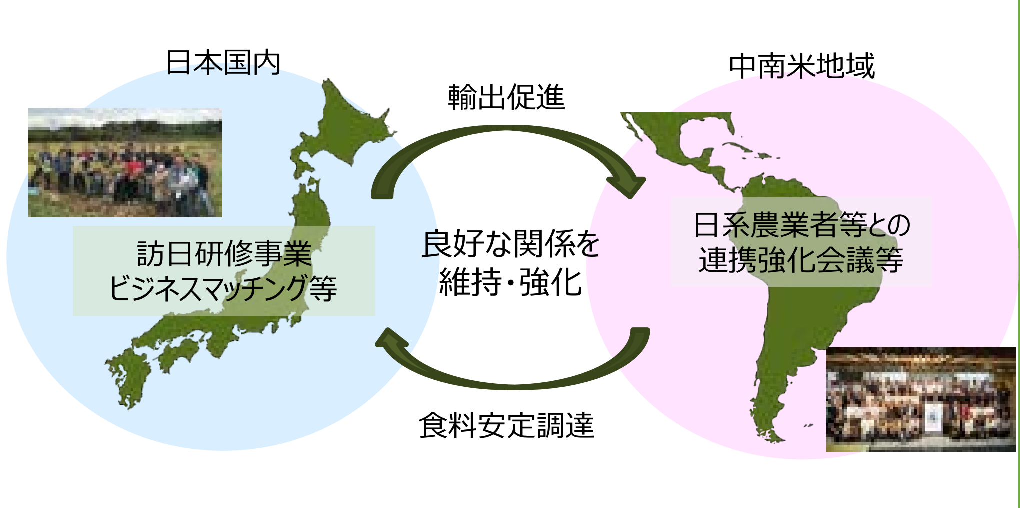

中南米の日系農業者と日本の商社や食品・農業関係企業等との連携強化を通じて、我が国の食料安全保障を確保するとともに農林水産物・食品の輸出を促進。

［お問い合わせ先］輸出・国際局新興地域グループ（03-3502-5913）

米穀周年供給・需要拡大支援事業

【令和７年度予算概算決定額　5,000（5,033）百万円】

＜対策のポイント＞
　生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援**します。

＜事業目標＞
　生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

＜事業の内容＞

全国事業

1．業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援
　産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・ニーズに基づく播種前契約のための取組、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組**等を支援します。

産地事業

2．周年供給・需要拡大支援
　産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。
① 主食用米を**翌年から翌々年以降に長期計画的に販売**する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
② 主食用米を**海外向けに販売する際の商品開発、販売促進**等の取組
③ 主食用米を**業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進**等の取組
④ 主食用米を**非主食用へ販売**する取組

＜事業の流れ＞

国 →（定額 1/2以内）→ 民間団体等　（１の事業）
国 →（定額 1/2以内）→ 集荷業者・団体　（２の事業）

＜事業イメージ＞

1．業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕

〔展示商談会〕

〔個別商談会〕

2．周年供給・需要拡大支援

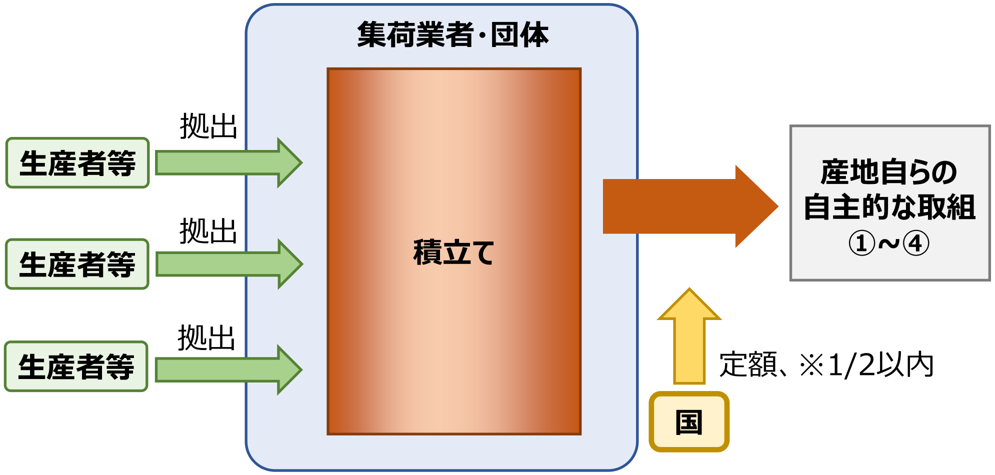

※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

［お問い合わせ先］農産局企画課（03-6738-8974）

新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援

【令和７年度予算概算決定額　104（60）百万円】

＜対策のポイント＞

　海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等の解決**やフードテック等の新技術の活用による**新事業の創出**に向け、官民連携の場や協議会の運営による**課題解決策の検討**及び**知見の共有、実態把握の調査**や**実証の取組の支援**を行います。

＜政策目標＞

○　食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（100%［2030年度まで］）
○　農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）
○　フードテック等を活用した新たな商品・サービスの創出等

＜事業の内容＞

1．サステナビリティ課題解決支援事業　　51（－）百万円

　海外で議論が先行する食品産業をめぐる**サステナビリティ課題（環境、人権、栄養）**等について、官民が連携して**個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開**等を図るため、以下の活動を行います。
①関係者が参画する官民連携の場の構築
②企業の取組状況等に関する調査

2．フードテック支援事業　　46（50）百万円

①フードテック官民協議会の運営
　フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する**官民協議会の運営**等により、**フードテック等の新技術**について、**協調領域での課題解決**や**企業間連携・協業の促進**等を行います。
②フードテックビジネス実証事業
　食品事業者等による、フードテック等を活用した**ビジネスモデルの実証**や、実証の成果の**横展開を図るための情報発信**等の取組を支援します。

3．加工食品の国際標準化事業　　7（9）百万円

　食品添加物等の規制情報のフォローアップや、添加物の代替利用のための相談体制の整備や研修会の開催等を支援します。

＜事業の流れ＞

委託、補助（定額）
国 → 民間団体等（１、２①、3の事業）
国 →（定額）民間団体等 →（定額、1/2）民間団体等（２②の事業）

＜事業イメージ＞

サステナビリティ課題に関する官民連携の場（サプライチェーン関係者等が参加）
- セミナー・勉強会等による企業の取組推進
- 国際的なサステナブル関係のルール形成に係る情報提供
- 業界共通のサステナビリティ課題等の対応方向等の検討
- 企業間検討体制の形成・活動支援

活用・連携 ⇔ サステナビリティ課題に関する調査・分析

実証の取組例

フードテックを活用したビジネスモデルの実証

発芽大豆素材を用いたタコス

3Dフードプリンターを活用した介護食

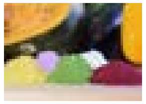

未利用農産物の微細粉末化によるアップサイクル

調査・活用促進の取組例

早見表の情報更新等

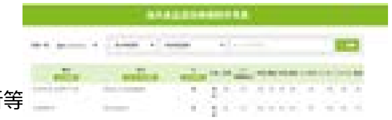

・添加物の代替利用のための相談対応
・研修会の開催

［お問い合わせ先］（１の事業）新事業・食品産業部企画グループ　（03-6744-2065）
（２の事業）新事業・国際グループ　（03-6744-7181）
（３の事業）食品製造課　（03-6744-2068）

新事業創出・食品産業課題解決に向けた支援のうち

加工食品の国際標準化事業

【令和７年度予算概算決定額　７（９）百万円】

＜対策のポイント＞

国内で使用が広く認められている食品添加物等は、多くの国で使用が認められていない場合があり、添加物や国・地域等ごとに代替添加物を検討するため、使用基準等の情報整理が必要です。さらに添加物等の規制内容は頻繁に一部改正がされているため、最新の規制情報を把握することが必要となっています。これらの**規制情報を整理した早見表等について最新情報への更新等を行うとともに、その活用を促進することにより、海外で認められている添加物等への切り替えを行いやすくし、輸出拡大に繋げます。**

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（２兆円［2025年まで］、５兆円［2030年まで］）

＜事業の内容＞

1．食品添加物等の規制調査

乳化剤等の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況についてフォローアップをし最新情報に更新等を行う。

2．早見表等の活用促進

着色料・乳化剤等の早見表等の有効活用に向けて、食品製造事業者等に対し自社製品で代替添加物を利用する場合の、具体的な条件等を相談できる体制を整備するほか、研修会・勉強会を開催する。

＜事業の流れ＞

国 →（定額）→ 民間団体等（民間事業者、一般社団法人等含む）

＜事業イメージ＞

１.食品添加物等の規制調査

乳化剤等の規制情報の更新等

２. 早見表等の活用促進

特に中小事業者は、自社製造食品で代替着色料・乳化剤等を絞り込む具体的なプロセスにおいて、代替、実証試験等の知見が乏しく、支援を求める声がある。

例・自社製品の条件（物性・水分値・ｐＨ値等）により、代替添加物の機能発現具合が異なるため、ひとつひとつの検証が大変。
・「使用基準」情報（用途・使用量等）の見方を知りたい。

・早見表活用の相談対応
・研修会の開催

輸出先国の規制対応

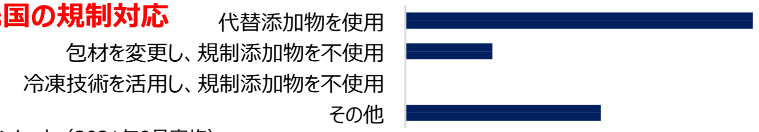

事業者アンケート（2021年9月実施）

［お問い合わせ先］大臣官房新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）

有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費

【令和７年度予算概算決定額　195(165)百万円】
(令和６年度補正予算額　20百万円)

＜対策のポイント＞
消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、**食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、普及した低減対策等の効果検証を推進**します。

＜政策目標＞
農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

＜事業の全体像＞

1．有害化学物質リスク管理基礎調査事業　　144百万円※
2．微生物リスク管理基礎調査事業　　71百万円
（１．２．ともに以下の事業を実施）
① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある有害化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。
② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及**を行います。
③ **策定した汚染防止・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。
④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入**や**分析に必要な標準試薬の作製**を行います。
⑤ **輸出重点品目**や新たな食料源として**国際規格の必要性が検討されている品目**を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

(関連事業)
輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進　　1,298百万円の内数
国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

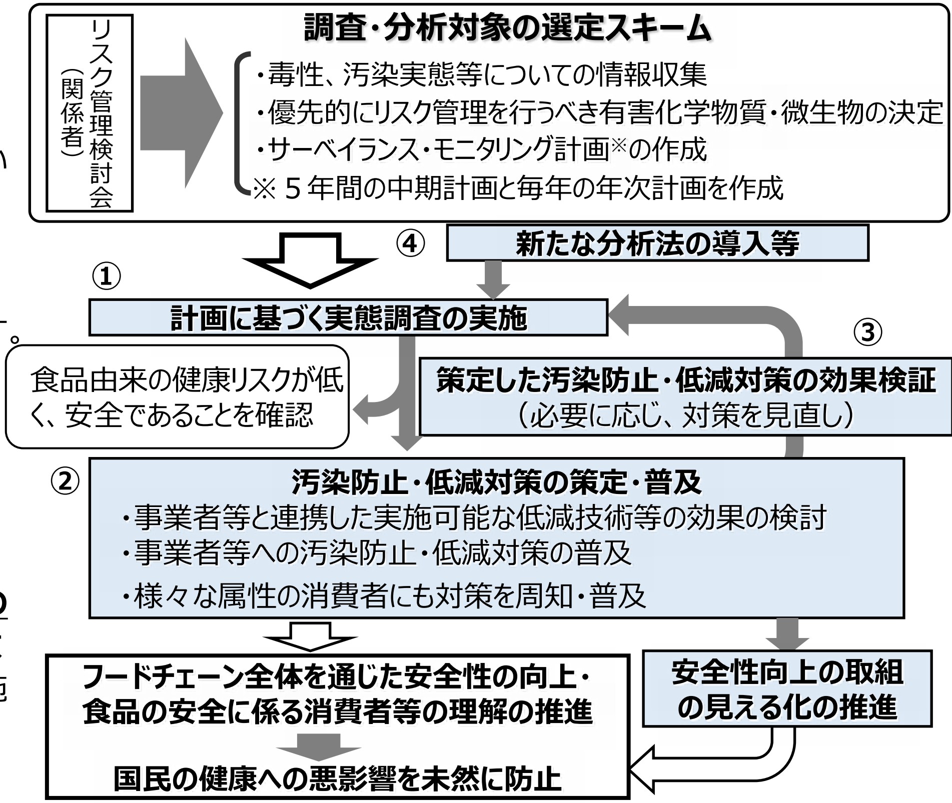

食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

※令和７年度予算概算決定額と令和６年度補正予算額の合算。

［お問い合わせ先］消費・安全局食品安全政策課（03-3502-8731）

輸出植物検疫に係るエビデンスの構築事業委託費

【令和７年度予算概算決定額　45（－）百万円】

＜対策のポイント＞

食料・農業・農村基本法で、農産物の輸出促進に向けて、検疫条件等の協議に係る必要な施策を講ずることが新たに規定されたことに基づき、相手国の植物検疫措置が輸出の障壁となっている果樹等について、産地が長期にわたって対応可能な検疫条件の速やかな設定を進めるため、**相手国が警戒する病害虫の生態や国内の発生状況の調査**、**負担軽減型のリスク管理技術の確立等**を輸出産地と連携して行います。

＜事業目標＞

検疫が障壁となり輸出拡大が困難な果樹等の新規輸出解禁及び輸出検疫条件の緩和

＜事 業 の 内 容＞

1．病害虫の発生状況等の調査

輸出相手国が侵入を警戒しているものの、我が国では問題となっていない検疫対象病害虫の**生態や国内における発生状況**、当該病害虫の農産物に対する**寄生性**等を**各地の輸出産地と連携して調査**し、**検疫協議において利用するためのエビデンスとして整理**します。

2．簡易なリスク管理技術の確立

農産物の輸出における病害虫のリスク管理措置として相手国から求められている**モニタリング調査、殺菌処理等**に関し、簡素化や効率化に繋がり、**輸出産地が長期にわたって実施できる手法や技術を確立**するとともに、それらの**効果を証明するためのデータを収集・整理**します。

＜事業の流れ＞

国 →（委託）→ 民間団体等

＜事 業 イ メ ー ジ＞

検疫措置に係る各県からの要望等の例

かんきつ産地	商業園地での発生が確認されていない害虫に対しても無発生を証明するための調査を求められている。調査を不要にするか、負担を減らして欲しい。
メロン産地	発生地域が高冷地や山間部のみの害虫であるにもかかわらず、平地での施設栽培でも発生調査等が求められており、輸出拡大の障害となっている。
ぶどう産地	施設栽培下では寄生が確認されていない害虫に対する発生調査を求められている。調査を不要にしてほしい。

【産地と連携した調査やデータの収集・分析】

病害虫の発生実態
果実への寄生性

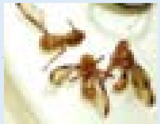

病害虫の生態や分布

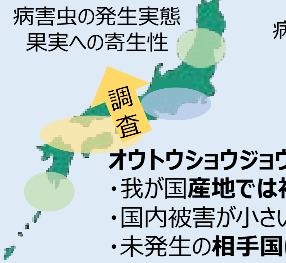

オウトウショウジョウバエ等の病害虫
- 我が国**産地では被害軽微**
- 国内被害が小さいため**データ不足**
- 未発生の**相手国は警戒し措置要求**
- **果樹輸出に支障**発生

【現行の発生調査（ガロントラップ）】

雑バエが多く混入
（現行トラップ）

- 誘引剤の**希釈**が必要
- 誘引剤の腐敗により**悪臭発生**
- 山間部まで**多量の液体を携行して作業**
- 他のハエの**混入防止対策**が必要

【負担軽減型（簡易トラップ）】

産地と連携した実証やデータ取得が必要

- 検疫対象のミバエは捕獲し、他のハエは**混入しない**
- 誘引剤希釈の**手間が不要**
- 多量の**液体携行は不要**
- **設置、交換が容易**

エビデンスに基づき輸出相手国と協議し、検疫条件を設定・緩和

［お問い合わせ先］消費・安全局植物防疫課（03-3502-5978）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち

木材需要の創出・輸出力強化対策

【令和７年度予算概算決定額　250（298）百万円】

（令和６年度補正予算額（林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部）　350百万円）

（令和６年度補正予算額（花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策）5,635百万円の内数）

＜対策のポイント＞

非住宅建築物等における木材利用促進、木質バイオマスの利用環境整備、CLT等の輸出の促進、木材利用の普及啓発の推進、特用林産物の競争力強化等による**木材需要の拡大を支援**するとともに、**合法伐採木材等の流通及び利用の促進を図るための支援等**を行います。

＜事業目標＞

国産材の供給・利用量の増加（34百万m³［令和5年］→ 42百万m³［令和12年まで］）

＜事業の内容＞

1．非住宅建築物等木材利用促進事業　33（57）百万円

地域協議会等に対する**専門家派遣等の技術的サポート**等を支援します。

2．木質バイオマス利用環境整備事業　90（108）百万円

利用が低位な**林地残材の活用を更に促進するための環境整備**の取組を支援するとともに、**「地域内エコシステム」の普及**に向けた取組を支援します。

3．木材製品輸出拡大実行戦略推進事業　20（21）百万円

CLT、構造用集成材等の**販売力強化のための協議会設立**、協議会による**海外市場のテストマーケティングの実践・分析**、関係者への普及啓発等を支援します。

4．「クリーンウッド」実施支援事業　53（53）百万円

事業者による**合法性確認の取組**の支援、**専門委員会の設置**、**違法伐採関連情報等の提供**を実施します。

5．ウッド・チェンジ拡大促進支援事業　28（28）百万円

国産材需要の拡大に向けて、ウッド・チェンジを促進するため、日本の森林資源の循環利用に資する**木材利用の意義への認知向上等、普及啓発**を推進します。

6．特用林産物の国際競争力強化・生産性向上対策事業　26（31）百万円

特用林産物の生産性向上・新商品開発等の先進的取組や優良事例の情報提供、**輸出先国のニーズ等の情報収集**等を支援します。

＜事業の流れ＞

国 →（定額、委託）→ 民間団体等

国 →（定額）→ 民間団体等 →（定額）→ 民間団体等（2、4、6の一部事業）

＜事業イメージ＞

企業、木材コーディネーター、行政等が参画する地域協議会に対する技術的サポート等を支援

林地残材の利用環境の整備、「地域内エコシステム」の普及を支援

専門家等を構成員とする輸出協議会の設立

テストマーケティング（ニーズ、商流等把握）の実践・分析、関係者への普及啓発等を支援

情報提供サイト

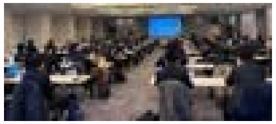

木材関連事業者に対する研修等の実施を支援

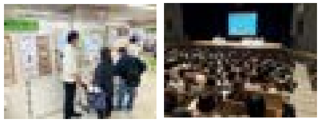

各種イベントの開催やブース出展

Webコンテンツの制作と情報発信

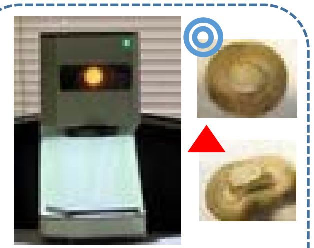

AIを活用した椎茸の選別

輸出先国の情報収集

［お問い合わせ先］（１～５の事業）林野庁木材利用課（03-6744-2120）
（６の事業）　　　　経営課（03-3502-8059）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和７年度予算概算決定額　20(21)百万円】

<対策のポイント>

木材製品の輸出拡大に向け、日本産のCLT、構造用集成材等について、グローバル市場における販売力を高め業界全体の成長を後押しするため、**製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会による海外の市場ニーズ・商流等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援**します。

＜事業の内容＞

1．CLT、構造用集成材等の販売力強化・輸出基盤の構築（新規）

製造・流通・マーケティング等事業者が連携した協議会の設立、協議会によるアジア・オセアニア地域の市場ニーズ等を把握するためのテストマーケティングの実践・分析、関係者への普及啓発等の取組を支援します。

○　協議会の設立・運営

○　海外の市場ニーズ・商流等把握のためのテストマーケティングの実践・分析

○　テストマーケティングの分析結果等を用いた関係者への普及啓発

<事業の流れ>

国 →（定額）→ 民間団体等（協議会）

＜事業イメージ＞

専門家等を構成員とする輸出協議会の設立

事業目的達成に必要なスキルを持つ協議会
- 加工技術
- 海外販路開拓
- 広報、プロモーション方法
- 需要トレンド、　等

CLT等のテストマーケティングの実践・分析

テストマーケティングの分析結果等による普及啓発

海外市場における日本産のCLT等の「販売力強化」

高付加価値な木材製品の輸出拡大

［お問い合わせ先］林野庁木材利用課（03-6744-2299）

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置等（令和７年度予算概算決定時点）

以下に掲載される各種事業では、輸出事業計画の認定等により、審査に当たってのポイント加算等の優先採択等の優遇措置を受けることができます。

ハード事業

1　強い農業づくり総合支援交付金(産地基幹施設等支援タイプ)(優先採択)
産地農業において中心的な役割を果たしている農業法人や農業者団体等による集出荷貯蔵施設や冷凍野菜の加工・貯蔵施設等の産地の基幹施設の整備等を支援。

2　農業農村整備事業（優先採択）
競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等を推進。

3　農業農村整備関係事業（農地耕作条件改善事業）（優先採択）
地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援。

4　農業農村整備関係事業（畑作等促進整備事業）（優先採択）
畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

5　林業・木材産業循環成長対策（優先採択）
川上と連携して木材の安定的・持続可能な供給体制の構築等に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。

ソフト事業

1　サプライチェーン連結強化プロジェクト（優先採択）
国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

2　グローバル産地づくり推進事業のうち
（1）大規模輸出産地モデル形成等支援事業(優先採択)
地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。
（2）規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業(優先採択)
食品事業者等に対するセミナー・商談会の開催、輸出に必要な食品安全マネジメントの活用をサポートする人材育成の取組を支援。

3　輸出環境整備推進事業のうち
（1）畜産水産モニタリング検査支援事業（優先採択）
輸出先国・地域が求める、畜産水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援。
（2）輸出先国規制対応支援事業（優先採択）
輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応等に係る事業者の取組を支援。

4　植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業（優先採択）
品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策等に係る経費を支援。

5　農業知的財産保護・活用総合支援事業（優先支援）
現場関係者の知財意識の底上げに向けた研修等の実施、農業知財専門人材の拡大に向けた人材育成、海外におけるGI不正使用事案等の模倣品の調査等を支援。

6　育成者権管理機関支援事業（優先支援）
育成者権者に代わって、海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援。

7　地理的表示活用推進支援事業（優先採択）
海外での日本ブランド保護のため、当該産品の名称の商標出願やGI申請・登録費用及び侵害対策費用を支援。

8　米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組(優先採択)
ＧＦＰに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組の推進。

9　みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
(1) グリーンな栽培体系加速化事業（優先採択）
グリーンな栽培体系への転換に向けた、①普及を図るべき技術の検証及び産地間で連携した検証等、②検証に必要なスマート農業機械等の導入を支援。
(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業（優先採択）
地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

10　持続的生産強化対策事業のうち
(1) 果樹農業生産力増強総合対策（優先採択）
省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。
(2) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進（優先採択）
茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。
(3)ジャパンフラワー強化プロジェクト推進（優先採択）
花き流通の効率化、産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等を支援。

11　みどりの食料システム戦略実現技術開発・社会実装促進事業のうち
(1) 日本と木材輸出相手国の樹木を外来病害虫から護る複合リスク緩和手法の開発
(2) ブリ輸出拡大の実現に向けて、魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発
(3) ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発
（いずれも優先採択）

12　新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業(優先採択)
民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

13　農家負担金軽減支援対策事業(対象地区の拡大)
担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額を助成する。

14　中山間地農業ルネッサンス推進事業(優先採択)
地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化、生活支援等に関する具体的な取組、デジタル技術の導入・定着を推進する取組を支援。

15　オープンイノベーション研究・実用化推進事業(優先採択)
国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

※　事業によって輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください

フラッグシップ輸出産地向け優遇措置（R7予算概算決定）

優先枠の設定

サプライチェーン連結強化プロジェクト（新規）
国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。
➤フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムに優先枠を設置

補助上限額の上乗せ

グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業
地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。
➤更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合、補助上限を引き上げて支援

食料システム構築計画のみなし認定

食料システム構築支援タイプ（強い農業づくり総合支援交付金）（新規・拡充）
食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、ソフト支援から農業施設整備までを一体的に支援
➤フラッグシップ輸出産地における輸出事業計画の認定を受けている者については、事業実施に際して必要となる「食料システム構築計画」の承認を受けたこととみなす

優先採択（ポイント加算等）

1　みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
◎　グリーンな栽培体系加速化事業
グリーンな栽培体系への転換に向けた、①普及を図るべき技術の検証及び産地間で連携した検証等、②検証に必要なスマート農業機械等の導入を支援。
◎　有機農業拠点創出・拡大加速化事業
地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

2　○データ駆動型農業の実践体制づくり支援
データに基づき栽培技術・経営の最適化を図る「データ駆動型農業」の実践を促進するため、産地としての取組体制の構築、データ収集、分析機器の活用、新規就農者の技術習得等を支援。

3　◎オープンイノベーション研究・実用化推進事業
国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

4　◎農業農村整備事業
競争力強化のための農地の大区画化や水田の汎用化・畑地化等を推進。

5　◎農業農村整備関係事業（農地耕作条件改善事業）
地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせて支援。

6　◎農業農村整備関係事業（畑作等促進整備事業）
畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備や農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

7　◎農地利用効率化等支援交付金
地域計画の目標地図に位置付けられた者が経営改善に取り組む場合、必要な農業用機械・施設の導入を支援。

8　◎集落営農連携促進等事業
地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けたビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組（雇用、法人化、共同利用機械等の導入等）を支援。

9　持続的生産強化対策事業のうち
◎　果樹農業生産力増強総合対策
省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、生産性を飛躍的に向上させるための産地構造の転換に向けた実証等の取組を支援。
◎　茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進
茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。
◎　ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
花き流通の効率化、産地の課題解決に必要な技術導入、需要のある品目への転換や導入、新たな需要開拓、利用拡大に向けたPR活動等を支援。

10　◎新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業
民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

11　◎食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業
畜産農家、食肉処理施設、食肉流通事業者からなるコンソーシアムが作成する計画に基づく食肉処理施設の再編や高度な加工処理、省力化のための設備導入等を支援。

12　◎輸出環境整備推進事業のうち輸出先国規制対応支援事業
輸出拡大に繋がる国際的に通用する認証等の新規取得の取組について支援。

13　◎食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、製造・加工、流通等の施設の新設及び改修、機器の整備に係る経費を支援。

14　◎米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち、新市場開拓用米の販売拡大の取組
ＧＦＰに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組の推進。

15　◎植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業
品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策等に係る経費を支援。

※ ◎ 輸出事業計画の認定を受けた者に対する優遇措置（ポイント加算、要件化等）があり、 フラッグシップ輸出産地に対しても優遇措置を設ける事業　○ それ以外の事業